

鯖 監 第 3 5 号  
令和4年3月28日

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 帰 山 明 朗

### 令和3年度定期監査結果の報告について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により報告します。

### 記

#### 第1 監査の期間

令和3年4月16日～令和4年2月28日

#### 第2 監査の対象

##### 《総務部》

総務課、総合交通課、デジタル推進課、市民窓口課、市民活躍課、市民相談課、  
防災危機管理課

##### 《政策経営部》

総合政策課、秘書広聴課、財務政策課、契約管理課、税務課、収納課

##### 《健康福祉部》

社会福祉課、長寿福祉課、子育て支援課、保育・幼児教育課、健康づくり課、国保年金課

《産業環境部》

商工観光課、農林政策課、環境政策課

《都市整備部》

土木課、都市計画課、上下水道課

《教育委員会事務局》

教育政策課、学校教育課、生涯学習・スポーツ課、文化課

会計課、議会事務局、監査委員事務局

以上30課、2事務局

### 第3 監査の内容

令和2年度に執行された事務事業が関係法令等の定めるところに従って、適正に執行されているか、また、経済的・効率的・有効的に執行されているかについて実施した。

### 第4 監査の方法

監査の実施にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、諸帳簿等について調査するとともに、関係職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

### 第5 監査の結果

関係法令等に準拠し、監査の範囲において、おおむね適正に執行されているものと認められた。しかしながら、事務の一部について改善等の検討が必要と思われる事例が見受けられた。

なお、軽微な事項については口頭で指導した。

### 第6 むすび

定期監査の審査にあたっては、『公金が法令や規則等に基づき適正に収納され、または執行されたかどうか。』および『経済性・効率性・有効性が図られているかどうか。』に主眼をおいて監査を実施した。今年度の定期監査は、主に財務事務の手引きの改訂等事務手続きの変更に関する対応状況を確認することに重点を置き臨んだ。

なお、昨年度に引き続き、単に問題点を見つけて指摘するだけでなく、事務の効率性を高める一助となるような監査を心掛けた。

具体的な確認事項は、以下のとおりである。

- ①各種証拠書類等の計数と各種帳簿類等の計数が符合しているか。
- ②支出負担行為の執行科目および手続きは適正か。
- ③支出負担行為における金額、支出目的、債権者だけでなく、摘要欄には支出の目的、内容および積算根拠等が具体的に記載されているか。
- ④随意契約は、関係法令および財務規則に従い事務処理がされているか。また、競争入札の可能性はないか。
- ⑤一者随意契約における事前協議書にその理由が明確に示され、契約管理課の合議や直接調達協議書の承認等必要な手続きが執られているか。
- ⑥工事および業務委託の計画的な発注やコスト削減意識が反映されているか。また、事業内容の変更に関する協議の記録があり、必要な手続きが執られているか。履行状況の確認および検査・検収が適正に行われているか。
- ⑦各種団体等への補助事業における交付申請から実績報告等の提出書類の内容確認と支出について、適正に行われているか。また、補助の目的に沿った事業効果が得られているか。

この7項目を重点に、書類審査ならびに関係職員から説明を聴取した結果、改善や検討を要する事項の主な内容は、次のとおりであった。

- ①業務委託において、業務の履行状況の確認が不足し契約書に定められた内容が履行できていないものや、業務完了報告書等の提出書類が不足しているもの。
- ②各種団体への補助金交付において、実績報告の内容精査が不足しているものや、補助金額に対して多額の繰越金が発生しているもの。
- ③物品購入や工事請負契約等において、理由もなく分離発注し、入札回避や見積の徴取回避が伺えるもの。
- ④執行科目の事業や節が適正ではないもの。また、同様の内容で執行科目に統一性がないもの。
- ⑤明許繰越された予算で認められた事業以外の事業を実施しているもの。
- ⑥契約書や仕様書で取り決められた支払日より大幅に支払遅延しているもの。
- ⑦一者随意契約において、契約相手が特定される理由が記載されていないものや、理由が明確ではないもの。また、必要とされる契約管理課の合議や直接調達協議の承認手続きがないもの。
- ⑧契約事務において、見積による業者選定の際に提出された同等品承諾願書の承認者が誤っているもの。また、見積依頼書、仕様書、契約書等で工期等の内容が統一されていないもの。

今回の定期監査の対象となった令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により事業の中止や縮小、延期といった内容の見直しや、急遽必要となった事業への取り組み等、これまでにない対応が必要となり苦慮していたことが伝票などからも伺えた。

しかし、事務手続きが煩雑になる状況においても、行財政運営の透明性と公平性を確保し、市民の信頼を損なわないように努めなければならない。そのためには、正確な書類を作成し、契約の履行状況や提出された書類の確認を適正に行い、契約相手方との協議内容等を明確にしておくことが重要である。特に、監査の結果として取り上げた改善や検討を要する事項8項目のうち、①業務委託における履行確認不足、②補助金の実績報告の内容精査不足、③分離発注による入札等回避の3項目については、前年度も同様の指導事項として取り上げられており、改めて確実な改善に取り組む必要があると考える。また、その他の事項については、基本的な財務事務の手続きについて再確認し、決裁時のチェック体制を確立することで、不適切な事務処理の再発防止に努められたい。